

感染症・疾病等に関する登園のめやす

学校保健法に基づく感染症の登園の取扱いにつきまして、豊橋市医師会長の指示により、下記の報告書を提出して頂いていますので、よろしくお願ひします。

熱がなく元気があっても、感染のおそれのある場合は、登園を見合わせていただくこともあります。また、早期発見が感染をくい止め、早く回復することにつながりますので、常に子どもの体調に注意を払い、発熱や便の状態、顔色、食欲、皮膚の状態、睡眠時間、機嫌など少しでも異状があった場合は、園に欠席や遅刻の連絡をし、医師の診断を受けてください。乳児さんは、育児連絡帳の活用もして下さい。

・・・・・き・・・・・り・・・・・と・・・・・り・・・ 感 染 症 治 癒 報 告 書

↓該当する病名を○印で囲んでください。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります)

病 名	登 園 停 止 期 間 ま た は 登 園 の め や す
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
水痘（みずぼうそう）・帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	熱・目の充血・目やになどの主な症状が消え2日を経過してから
ヘルパンギーナ・手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間 経過していること
ウイルス性胃腸炎（ル・ロ・ロ・ア・ウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状がおさまり、普段の食事がとれること
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳嗽がおさまっていること
百日咳	特有のせきが消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん（はしか）	発しんに伴う熱が下がってから、3日を経過するまで
風しん	発しんが消失するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連續2回の検便により、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎・瞼膜炎菌性瞼膜炎・結核	医師により感染のおそれがないと認めるまで
その他（ ）	医師により感染のおそれがないと認めるまで

上記の病名と診断され、月 日に 医療機関名()において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園します。

組 園児名_____ 保護者氏名_____ 印